会議記録

会議名称	令和6年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会
日時	令和7年2月18日(火)午後7時00分~午後7時35分
会場	杉並区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	 〈委員〉 玉村委員、浅賀委員、佐々木委員、西谷委員、前田委員、松本健樹委員、平田委員、稲葉委員、八木委員、奥村委員、真砂委員、山﨑委員、中村委員、松本みつひろ委員、山田委員、手島委員、阿部委員、松村委員 〈区側〉 保健福祉部長、国保年金課長
配布資料	・席次表・委員名簿・諮問文(写)・令和6年度第2回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料
会議次第	 開会 会長挨拶 保健福祉部長挨拶 議題 (1)諮問事項の審議 令和6年度諮問第2号 令和7年度国民健康保険料料率等の改定について その他 閉会

会長	それでは、定刻になりましたので、会を始めさせていただきます。
	国民健康保険事業の運営に関する協議会の会長をしております、民生児童委
	員の玉村と申します。本協議会の円滑な運営と活発なご議論を頂ければと思っ
	ております。各委員の皆様、ご協力をお願いいたします。
	それでは、保健福祉部長からのご挨拶をお願いいたします。
保健福祉部長	皆さん、こんばんは。保健福祉部長の井上です。

忙しい中、また、お寒い中、第2回国民健康保険事業の運営に関す
お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
議会第1回定例会中ということで、今夜も夜間開催ということです
こざいませんが、ご了承願います。
て、皆様方におかれましては、杉並区健康保険事業の運営に一方な
R、ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場をお借
申し上げます。
様、ご承知のこととは思いますが、国民健康保険は、誰もが安心し
けることができる国民皆保険制度を支える基盤的・基礎的医療保険
重要な役割を果たしてございます。また、国の制度設計に基づきま
験の適用拡大が進んでいるといったことで、労働者層の社会保険へ
んでいる状況で、そうなってくると、被保険者がご高齢の方が多く、
費も多くかかってくるというところで、国保をめぐる状況は厳しい
います。
な状況もご理解いただきまして、本日の運営協議会におきましては、
国民健康保険料の料率等の改定についてお諮りするものでございま
容をご審議いただき、原案どおり答申を賜りますようお願い申し上
拶とさせていただきます。
ろしくお願いいたします。
うございました。
最初に、本日の出席委員数、委員定数などについて報告をお願いい
委員定数20名のところ18名のご出席を頂いており、杉並区国民健
の運営に関する協議会規則第6条に規定する定足数を満たしており
ご報告いたします。
うございます。
、配付資料の説明をお願いいたします。
(資料の確認)
でしょうか。
の審議経過を議事録として記録する必要があるため、発言を録音さ
の審議経過を議事録として記録する必要があるため、発言を録音さきますので、ご了承ください。

	クをお持ちしますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたし
	ます。
	それでは、議事に入る前に、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会
	規則第9条による会議録への署名委員を決めたいと存じます。
	慣例に従いまして、私から指名するということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議がございませんでしたので、私から指名させていただきます。
	私のほかに、被保険者代表の前田美音子委員、公益代表の手島広士委員にお
	願いいたします。
	それでは、議題の(1)「諮問事項の審議」に入らせていただきます。
	「令和6年度諮問第2号 令和7年度国民健康保険料料率等の改定について」
	を上程いたします。
	諮問内容につきまして、区からご説明願います。
国保年金課長	それでは、私から諮問事項についてご説明いたします。恐れ入りますが、着
	座にてご説明させていただきます。
	ご審議いただきます諮問事項は「令和7年度国民健康保険料料率等の改定に
	ついて」でございます。
	ご説明してまいります。お手元にございます「令和6年度第2回杉並区国民
	健康保険事業の運営に関する協議会」の資料を御覧ください。
	まず、2ページ目でございますが、こちらは「国民健康保険制度改革(平成
	30年4月)の概要」になります。
	国は、将来にわたって国民健康保険制度を維持するため、新たに東京都が財
	政運営の責任主体となる国保制度改革を平成30年4月に実施しました。都は、
	この改革により「国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率」を決定・通知
	することとなりました。区は、都が定めた標準保険料率を参考に、保険料率等
	を定め賦課・徴収するとともに、納付金を都に納付する仕組みに変わりました。
	続きまして、3ページを御覧ください。
	「令和7年度杉並区国民健康保険料率等の算定」になります。特別区は、令
	和7年1月に国の確定係数に基づき、都が示した納付金等を参考にして、令和
	7年度特別区国民健康保険基準保険料率を算定し、特別区長会総会において決
	定します。
	その総会における決定に当たり、前提条件としまして囲み枠の中のことがご

ざいます。

「国保制度改革に伴う特別区の対応方針」としましては、将来的な方向性「都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は削減」に沿って段階的に移行すべく、23 区統一基準で対応する。ただし、この基準を参考に各区独自に対応することも可としております。

「令和6年度以降の保険料算定におけるロードマップと介護納付金分の所得 割率統一について」、当初計画から遅れた2年を延長することとし、令和8年度 で納付金の100%を賦課総額にする。介護納付金分の所得割率については、令 和6年度から23区統一の基準保険料率を示すこととし、ロードマップ達成時期 (令和8年度)までの期間を経過措置期間とする。

次に、「令和7年度基準保険料率算定における基本的な考え方」になります。 特別区では、保険料で賄う経費として、都が示す納付金と保険料の対象となる経費(葬祭諸費、出産諸費及び保健事業等)を合わせて賦課総額としてございます。

しかし、コロナ禍の影響等で都における納付金の算定にぶれが生じてしまっている中で、賦課総額を抑制する観点から、次の負担抑制策を講じております。

「激変緩和措置の延長」。国保制度改革における保険料の急激な上昇を抑えるため、国・都とともに令和5年度まで6年間の激変緩和措置を講じてきましたが、特別区は独自にコロナ禍等の影響により、当初の計画から遅れた2年間を延長し、令和8年度に終了する計画に変更しました。その結果、令和7年度保険料では納付金を99%に抑制して算定しました。

なお、杉並区の介護納付金分の所得割率につきましては、7年度は医療分・ 後期支援金分と同様に特別区の基準保険料率としました。

賦課総額の基本的な考え方として、参考資料1を御覧ください。

こちらは、今ご説明しました激変緩和措置のイメージ図になります。記載の とおり、納付金の1%相当分をその他の財源から投入することとしてございま す。

次に、激変緩和措置期間として、参考資料2を御覧ください。

令和7年度に23区が都に支払う納付金の算定で、特別区に対する都の財政支援額は0.06億円となります。保険料率の設定と法定外繰入は密接に関連しており、医療費等の増分は段階的に保険料率を上げていくことで法定外繰入を縮減するとともに、収納率が100%に満たない未収分の法定外繰入は引き続き収納

率向上の取組を強化し、縮減していく必要がございます。

3ページにお戻りください。

3ページの下のほうに「令和7年度特別区の納付金額」の表がございます。 合計で御覧いただきますと、納付金算定額は3,070億円余で、激変緩和率99% を乗じますと、3,040億円余となります。

次に、4ページを御覧ください。

「保険料の賦課限度額」になります。国民健康保険法施行令の改定に伴いまして、医療分の賦課限度額は66万円(前年度比1万円増)、支援金分は26万円(前年度比2万円増)、介護分は17万円(前年度と同額)となります。

次に「令和7年度の杉並区保険料率」になります。医療分の賦課割合については、所得割が60に対して均等割は40としてございます。前年度は62対38となってございました。賦課限度額は先ほど申し上げたとおり66万円となります。均等割額は4万7,300円となりまして、前年度から1,800円の減となります。所得割料率は7.71%で、前年度から0.98ポイントの減となります。

支援金分の賦課割合については、所得割が60に対して均等割は40、前年度は61対39となってございました。賦課限度額は26万円となります。均等割額は1万6,800円となりまして、前年度からは300円の増となります。所得割料率は2.69%で、前年度から0.11ポイントの減となります。

介護分の賦課割合については、所得割が59に対して均等割は41としてございます。前年度も同様でございます。賦課限度額は17万円で、前年も同様でございます。均等割額は1万6,600円となりまして、前年度から100円の増となります。所得割料率は杉並区では2.25%で、前年度から0.05ポイントの増となります。これら医療分、支援金分、介護分を合計しますと、昨年度よりも全体に保険料は下がることとなります。

次に、保険料率等の算定にかかる参考資料として、参考資料3を御覧ください。

こちらは「特別区国保における保険料率等の推移」でございます。これまで ご説明してきました7年度の保険料率(案)と3年度から6年度までの保険料 率等を記載してございます。

次に、参考資料4をおめくりください。

こちらは「保険料賦課の内容と賦課計算の概要」についての説明資料となります。年齢構成によって国保料の負担に違いがございます。40歳未満の方は医

療分と支援金分、40歳から64歳の方は医療分と支援金分、介護分、65歳以上 の方は医療分と支援金分、そのほかに介護保険料を支払うものとなります。 次に、参考資料5を御覧ください。 「杉並区国民健康保険被保険者数の推移」でございます。令和6年4月1日 現在は世帯数8万4,010世帯、被保険者数は10万7,725人で年々減少してい るということでございます。 次に、5ページに戻りまして、「保険料の軽減に係る条例改正」についてご説 明いたします。 国民健康保険法施行令の改正に伴いまして、減額の対象となる所得の判定基 準額について、それぞれ次のとおり引き上げます。 5割軽減の対象世帯につい ては、現行 29 万 5,000 円から改正後は 30 万 5,000 円で、1万円の増となりま す。 2割軽減の対象世帯については、現行 54 万 5,000 円から改正後は 56 万円 で、1万5,000円の増となります。 減額する均等割については、資料の中ほどにございます表を御覧ください。 改正に伴い、それぞれ変更となってございます。 次に「未就学児の被保険者等均等割額の減額に係る条例改正」になります。 基礎賦課分及び後期高齢者支援金分の均等割額の変更に伴い改正してございま す。 5ページ下段のとおり、変更となってございます。 次に、6ページになりますが、「出産被保険の保険料の減額に係る条例改正」 ということで、こちらのほうは基礎賦課分、後期高齢者支援金等分及び介護納 付金分の均等割額の変更に伴いまして、表のとおり変更となってございます。 私からの説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいた します。 それでは、ただいま説明のあった諮問事項について、ご質問、ご意見がござ 会長 いましたらお願いいたします。 委員 何点かお聞きしたいと思います。 まず、来年度、令和7年度の国民健康保険料について、1人当たり保険料は 今年度、令和6年度と比較するとどのような推移となるのか伺いたいと思いま す。 特別区全体での1人当たりの保険料で申し上げていきたいと思います。参考 国保年令課長 資料3をおめくりいただきたいと思います。

	参考資料3の表のうち、7年度(案)の下のほうの合計を御覧いただきたい
	んですが、ここに1人当たりの保険料が示されておりまして、7年度(案)で
	すと 19万2,238円で、隣の6年度については19万6,019円ですので、その差
	の 3,781 円が減になるという試算でございます。
委員	来年度、保険料が引き下がるということで、非常に重要なことだと思うのですけ
	れども、この令和6年度の確定係数に基づく納付金額と今回示された令和7年度の
	確定係数に基づく納付金額について、主要な要素である医療分についての推移と率
	を伺いたいと思います。
国保年金課長	医療分の納付金でございますけれども、6年度が140億円余でございまして、7
	年度が 129 億円余になる予定でございます。その差が約 10 億円減になる予定でご
	ざいまして、率で申し上げますと、92.4%となります。
委員	分かりました。来年度の保険料が下がった理由が、医療分が下がった、納付金が
	減額というところだと思うのですけれども、この納付金が減額した要因は何なのか
	伺いたいと思います。
国保年金課長	納付金については都が算定をしますが、都からは、「利用する1人当たりの医療費
	について、保険給付費の減によって7年度推計が6年度推計よりも低くなったため
	減になった」という説明を受けておりまして、その推計値上の差によるものと受け
	止めてございます。
委員	結局、今年度、医療分の納付金をかなり多く見たことによって、結果的には今年
	度の値上げ額、値上げ比率は、2018年の制度改定以降、過去最高額になったと思う
	のですが、その点についての認識を伺いたいと思います。
国保年金課長	こちらは委員からご指摘のとおり、過去最高になっていたと認識してございま
	す。
委員	今年度について、本当にかなりの負担増になってしまったと思うのです。この間、
	保険料の負担増による区民生活への影響について、杉並区にもいろいろな資料を出
	していただきまして、モデルケースとして示していただいている事例について確認
	したいと思うのです。
	例えば年収 400 万円、40 歳、子ども2人の4人世帯の場合、2010 年度から今年
	度までどの程度の負担増となったのか、その増加した負担額と年収比率を伺いたい
	と思います。
国保年金課長	まず、2010 年度の保険料から申し上げますと、24 万 6,000 円程度でございまし
	た。そこから、例えば2014年度につきましては43万7,000円余、2019年度が51

	万円余、2024 年度は 61 万 4,000 円余ということで、大分上がっている状況でござ
	います。
委員	年収比率も分かりますか。
国保年金課長	失礼しました。年収比率で言うと、2010年度が今申し上げた金額から勘案します
	と 6.1%、2014 年度が 10.9%、2019 年度が 12.8%、2024 年度が 15.4%ということ
	で、区民生活の負担が増加しているものと認識してございます。
委員	本当に 2010 年度と比較すると、とんでもない額に引き上がってしまっていると
	いうのが今の保険料の負担の実態だと思います。
	来年度の1人当たり保険料が下がることは非常に重要な点だと思うのですけれ
	ども、前年度の 2023 年度と比較した場合に、これはどれほどの引き上げになって
	いるのかも伺いたいと思います。
国保年金課長	また参考資料3を御覧いただきたいのですけれども、特別区の金額で申し上げま
	すと、1人当たりの保険料における5年度(2023年度)の金額は18万2,171円と
	いうことですので、7年度との差は約1万円になると思います。
委員	結局、2023年度と比較すると、1万円程度引き上がってしまう状況だと思い
	ます。今回、来年度の保険料が下がるということについては、本当に近年まれ
	に見る状態で注目すべきことであって、評価すべきことと考えるのですけれど
	も、基本的に高い保険料の実態は解消されていないと思います。
	この間、私たちが取り組んでいる区民の皆さんへのアンケートでは、この国
	保料の負担増に対する切実な声が多数寄せられています。例えば 50 代の契約社
	員、一人暮らしの方は「貯金を崩して国保を払っていたが、もう底をついた。
	払えない。どうすればいいのか」という切実な声を寄せています。また、40代
	の派遣契約社員の二人暮らしの方は「全てが高騰しているのに、国民健康保険
	料は殺すつもりかというくらい高額」という声も寄せているのです。こういっ
	た切実な声が多数寄せられている状況です。
	被保険者の国民健康保険料の負担の深刻さについて杉並区はどのように認識
	しているのか。特に今、物価高騰が深刻化していますけれども、この経済状況
	も含めて区の問題意識を伺いたいと思います。
国保年金課長	委員ご指摘のとおり、今、被保険者も減少していっているというところもあ
	りますし、あと医療の高度化によって、1人当たりの医療費も上がってきてい
	るということで国民健康保険料が上がっているところがあります。加えて、今
	般の物価高騰による経済状況も重なりまして、被保険者の皆様には本当に負担

	が厳しいものになっているのではないかと認識してございます。
委員	分かりました。その中で、国や東京都に対しての責任はどうなっているのか
	ということを私は取り上げたいと思うのです。特に国民健康保険制度、先ほど
	の説明にもあったのですけれども、2018年度から都道府県が新たに保険者とし
	て定められて、財政運営の責任主体になったということが明言されているので
	す。
	厚生労働省の国民健康保険課の担当部課長を対象に行った説明資料、当時の
	平成30年、31年の資料でも、国保制度改革について、所得が低く、保険料負
	担が重いという構造的問題を国の財政支援の拡充などで解決するという説明を
	してきました。
	一方、この間、その問題が解決しているとは到底言えないと思うのですね。
	これについての区の問題意識を伺うとともに、例えばこれについては特別区長
	会などを通じて国に対しても働きかけをしていると思うのですが、それはどの
	ような状況となっているのか確認したいと思います。
国保年金課長	今、委員からご指摘いただいたとおり、まだまだ国保制度については課題が
	あるのかなと思ってございます。特別区長会や全国市長会を通じて制度の抜本
	的な見直しですとか、あるいは財政支援の拡充ということは強く求めていると
	ころでございます。
委員	分かりました。国もそうですけれども、東京都はどうなのかというところで
	も、東京都の責任と対応についても確認したいと思うのです。
	国保制度をめぐる責任については先ほど来取り上げていますけれども、直接
	的には東京都の責任も重大となっていると思います。
	国民健康保険法の第4条では「都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国
	民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の
	市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たす」とし
	ています。厚労省の文書でも、都道府県は財政運営の責任主体として中心的役
	割を担うことが強調されています。
	一方で、この東京都においても国民健康保険料の負担増の実態に対して財政
	責任を果たしているとは言えないと思うのですね。これについても杉並区の認
	識を伺うとともに、東京都に対してどのように取り組んできたのか伺いたいと
	思います。
	併せて、この特別区長会の働きかけによって、国や東京都はどのような対応

国保年金課長 東京都の役割ということは、先ほどの資料の2ページ目にイメージ図があって、そもらのほうで、委員から結話があったとおり、財政運営の責任主体となってございます。ですので、その財政については東京都がしっかりとやっていただくということは我々も思っておりまして、そのため、国だけではなく都に対しても特別区長会等を通じて財政支援の拡充等を求めているところでございます。 それと、国や都が今までどういうことをやってきたかというお話がございましたけれども、交付金等の交付であったり、激変緩和等々をやっていただいておりますが、まだまだ不足している面は多くあろうかと思ってございますので、引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいりたいと考えてございます。 最後、法定外線入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外線入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、米年度及び今後の方針についても、この法定外線入について何いたいと思います。 法定外線入でございますが、法的内東力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外線入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への構塡、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な線人は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 山田委員に引き続いて、ちょっとかかいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の繁としてはおおかれりき下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和7年度の繁としてはおおかれいでは関になってしまっておりますけれども、今回の料率設定の中でこの減機限度額を引き上げた理由についてお伺いします。 国保全課長 これは国の英雄に基づいてということになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの減機限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		
て、そちらのほうで、委員からお話があったとおり、財政運営の責任主体となってございます。ですので、その財政については東京都がしっかりとやっていただくということは我々も思っておりまして、そのため、国だけではなく都に対しても特別区長会等を通じて財政支援の拡充等を求めているところでございます。 それと、国や都が今までどういうことをやってきたかというお話がございましたけれども、交付金等の交付であったり、激変緩和等々をやっていただいておりますが、まだまだ不足している面は多くあろうかと思ってございますので、引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいりたいと考えてございます。 最後、法定外線入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の金激な上昇を抑制するためにも法定外線入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外線入について何いたいと思います。 法定外線人でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。 法定外線入についている、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な線入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会民 ほかに質問はございませんか。 会民 はかに質問はございませんか。 本員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって逮縮なのですけれども、令和7年度の策としてはおおれの引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和7年度の策としてはおおたわ引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが既課限度額ですね、職課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの極謀限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		を行ってきているのか、それについても伺いたいと思います。
てございます。ですので、その財政については東京都がしっかりとやっていただくということは我々も思っておりまして、そのため、国だけではなく都に対しても特別区長会等を通じて財政支援の拡充等を求めているところでございます。 それと、国や都が今までどういうことをやってきたかというお話がございましたけれども、交付金等の交付であったり、激変緩和等々をやっていただいておりますが、まだまだ不足している面は多くあろうかと思ってございますので、引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいりたいと考えてございます。 最後、法定外機入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外線入は必要ということを答介などでも訴えてきました。改めてその認識を何いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外線入について何いたいと思います。 法定外機入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外機入は保験料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補塡、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 会員 はかに質問はございませんか。 会員 はかに質問はございませんか。 会員 はかに質問はございませんか。 会員 はかに質問はございませんか。 なり、令和7年度の案としてはおおむより書下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和7年度の案としてはおおむよりますがりますけれども、今和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの販課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。	国保年金課長	東京都の役割ということは、先ほどの資料の2ページ目にイメージ図があっ
だくということは我々も思っておりまして、そのため、国だけではなく都に対しても特別区長会等を通じて財政支援の拡充等を求めているところでございます。 それと、国や都が今までどういうことをやってきたかというお話がございましたけれども、交付金等の交付であったり、激変緩和等々をやっていただいておりますが、まだまだ不足している面は多くあろうかと思ってございますので、引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の板充等を強く求めてまいりたいと考えてございます。 最後、法定外線入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外線入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外線入について伺いたいと思います。 古定外線入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。 法定外線入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区大会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。 古定外線入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補塡、減免へも充ていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。		て、そちらのほうで、委員からお話があったとおり、財政運営の責任主体となっ
しても特別区長会等を通じて財政支援の拡充等を求めているところでございます。 それと、国や都が今までどういうことをやってきたかというお話がございましたけれども、交付金等の交付であったり、激変緩和等々をやっていただいておりますが、まだまだ不足している面は多くあろうかと思ってございますので、引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいりたいと考えてございます。 最後、法定外機入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 国保年金課長 法定外繰入でございますが、注的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免、も充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 はかに質問はございませんか。 会長 はかに質問はございませんか。 会長 はかに質問はございませんか。 会長 はかに質問はございませんが。 対いを質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが瞬間限度傾ですね。眼間限度傾に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの服部限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		てございます。ですので、その財政については東京都がしっかりとやっていた
す。 それと、国や都が今までどういうことをやってきたかというお話がございましたけれども、交付金等の交付であったり、激変緩和等々をやっていただいておりますが、まだまだ不足している面は多くあろうかと思ってございますので、引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいりたいと考えてございます。 最後、法定外繰入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的が制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保験料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 会長 ほかに質問はございませんか。 毎日 「年度の案としてけおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和7年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが脱課限度額ですね。脱課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到途することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		だくということは我々も思っておりまして、そのため、国だけではなく都に対
それと、国や都が今までどういうことをやってきたかというお話がございましたけれども、交付金等の交付であったり、激変緩和等々をやっていただいておりますが、まだまだ不足している面は多くあろうかと思ってございますので、引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいりたいと考えてございます。 表後、法定外繰入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 国保年金課長 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で続一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 会長 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむわ引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが顕課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		しても特別区長会等を通じて財政支援の拡充等を求めているところでございま
したけれども、交付金等の交付であったり、激変緩和等々をやっていただいて おりますが、まだまだ不足している面は多くあろうかと思ってございますので、 引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいり たいと考えてございます。 委員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。 最後、法定外繰入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並 区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを 答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、 来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 。 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別 区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補 境、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用 に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に 行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけ れども、令和7年度の案としてはおおむれ引き下がる提案になっていると理解をし ているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが 賦課限度額ですね。 賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところか ら、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回 の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		す。
おりますが、まだまだ不足している面は多くあろうかと思ってございますので、引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいりたいと考えてございます。 委員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。 最後、法定外繰入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。 本年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 と、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		それと、国や都が今までどういうことをやってきたかというお話がございま
引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいりたいと考えてございます。 委員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。 最後、法定外繰入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 国保年金課長 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		したけれども、交付金等の交付であったり、激変緩和等々をやっていただいて
を員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。 最後、法定外繰入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 国保年金課長 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 会長 はかに質問はございませんか。 会長 はかに質問はございませんか。 会長 はかに質問はございませんか。 がいるのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		おりますが、まだまだ不足している面は多くあろうかと思ってございますので、
表員 分かりました。ぜひよろしくお願いします。 最後、法定外繰入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 は定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補塡、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 はかに質問はございませんか。 会長 はかに質問はございませんか。 会長 はかに質問はございませんか。 会長 はかに質問はございませんか。 が 令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが、試課限度額ですね。試課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		引き続き我々は特別区長会等を通じて財政支援等の拡充等を強く求めてまいり
最後、法定外繰入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 国保年金課長 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが既課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		たいと考えてございます。
区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 国保年金課長 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別 区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。	委員	分かりました。ぜひよろしくお願いします。
答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 国保年金課長 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 本員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		最後、法定外繰入の対応について確認したいのですけれども、この間、杉並
来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思います。 国保年金課長 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別 区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 季員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		区は、保険料の急激な上昇を抑制するためにも法定外繰入は必要ということを
国保年金課長 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別 区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		答弁などでも訴えてきました。改めてその認識を伺いたいと思います。あと、
国保年金課長 法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別 区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用 に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		来年度及び今後の方針についても、この法定外繰入について伺いたいと思いま
区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございます。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		す。
す。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。	国保年金課長	法定外繰入でございますが、法的拘束力はないものでございますけれども、特別
填、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		区長会の合意に基づいて、各特別区全体で統一的な制度運営の下、行ってございま
に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 本員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		す。法定外繰入は保険料の負担緩和を図ることですとか、保険料の収入不足への補
行ってまいりたいと考えてございます。 会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		塡、減免へも充てていくことのほか、それから、保健事業等を実施するための費用
会長 ほかに質問はございませんか。 委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		に充てるため一般会計から繰り入れておりますので、今後も必要な繰入は適切に
委員 山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけれども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		行ってまいりたいと考えてございます。
れども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をしているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが 賦課限度額ですね。 賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。	会長	ほかに質問はございませんか。
ているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが 賦課限度額ですね。 賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところか ら、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回 の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。	委員	山田委員に引き続いて、ちょっとかわいい質問になってしまって恐縮なのですけ
賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところから、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		れども、令和7年度の案としてはおおむね引き下がる提案になっていると理解をし
ら、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回 の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		ているのですけれども、令和4年度以降、右肩上がりで上がり続けてきているのが
の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。		賦課限度額ですね。賦課限度額に関しては、令和3年度が99万円だったところか
		ら、10万円上がって109万円に到達することになってきておりますけれども、今回
国保年金課長 これは国の基準に基づいてということになっていますので、区で判断できること		の料率設定の中でこの賦課限度額を引き上げた理由についてお伺いします。
	国保年金課長	これは国の基準に基づいてということになっていますので、区で判断できること

	ではないというところで、そのように設定してございます。
委員	ということですので、意見として申し上げるのですけれども、賦課限度額の引上
	げ、要は高額所得の人に対する応能負担がもう限界を突破しているのではないか、
	行き過ぎなのではないか。頑張ってたくさん稼いでいる人の努力を毀損するような
	賦課限度額になっているのではないかという問題意識を持っておりますので、なか
	なかどこを叩くのかは難しい状況になってきていると思うのですけれども、引き続
	き医療費支出の適切な抑制に努めるなどして、全体的な引下げに向かっていけるよ
	うに努めていただきたいということを意見として申し上げます。以上です。
会長	ありがとうございます。
	ほかに質問はございませんか。
	それでは最後に、ご意見がある方はいらっしゃいませんか。
委員	最後に意見を述べたいと思います。令和7年度の国民健康保険料の料率等の
	改定について、この間、連続値上げとなってきた国民健康保険料が引き下がる
	ことになったことは極めて重要な点と受け止めています。特に物価高騰が深刻
	化する状況では必要な対応と考えます。引き続き、杉並区として保険料の負担
	軽減に向けてあらゆる努力を尽くすことを求めて、今回の改定に賛成の意見と
	します。以上です。
会長	さらに最後の意見、いらっしゃいませんでしょうか。
	ないようですので、これでお諮りしたいと思います。
	「令和6年度諮問第2号 令和7年度国民健康保険料料率等の改定について」
	を承認することに異議はございませんか。
	(異議なし)
会長	異議ないと認め、「令和6年度諮問第2号 令和7年度国民健康保険料料率等
	の改定について」につきましては、原案を適当と認める旨、区長に答申するこ
	とといたします。
	それでは、事務局から答申文案を配付してください。
	(答申文案配付)
会長	答申文案はお手元に届きましたでしょうか。
	それでは、事務局から朗読願います。
国保年金課長	令和7年度国民健康保険料料率等の改定について(答申)、令和7年2月18
	日付け6杉並第62796号により、当協議会に対し諮問のあった「令和6年
	度諮問第2号 令和7年度国民健康保険料料率等の改定について」について、

	下記のとおり答申します。
	記
	原案を適当と認める。
会長	答申文案に異議はございませんか。
	(異議なし)
会長	異議がないようですので、案のとおり答申書を区長へ提出いたします。
	以上で諮問事項の審議は終了いたしました。
	それでは、次第の(3)「その他」として、事務局から何かございますか。
国保年金課長	先ほど議事録署名委員に選任されました前田委員、手島委員には、議事録が
	完成しましたら事務局から依頼に伺いますので、署名をお願いいたします。
	事務局からは以上でございます。
会長	本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会はこれをもちまして閉会とい
	たします。ご協力ありがとうございました。